

泉大津市議会令和7年第4回定例会会議事項

(令和7年12月10日)

会 議 事 項

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	7 1	泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正の件	5
同	7 2	泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件	1 3
同	7 3	泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部改正の件	2 1
同	7 4	泉大津市都市公園条例の一部改正の件	2 7
同	7 5	泉大津市水道事業給水条例の一部改正の件	3 3
同	7 6	泉大津市役所庁舎受電設備外更新工事請負契約締結の件	3 7
同	7 7	指定管理者の指定の件	4 1
同	7 8	指定管理者の指定の件	4 3
同	7 9	市道路線の廃止の件	4 5
同	8 0	市道路線の認定の件	4 9
同	8 1	動産買入れの件	5 7
同	8 2	動産売払いの件	6 1
同	8 3	監査委員の選任について同意を求める件	6 5
同	8 4	令和7年度泉大津市一般会計補正予算の件	6 9
同	8 5	令和7年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算の件	1 0 1
同	8 6	令和7年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算の件	1 1 7

種 別	番 号	事 件 名	ページ
議 案	87	令和7年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算の件	137
同	88	令和7年度泉大津市水道事業会計補正予算の件	153

議案第 7 1 号

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 1 2 月 1 0 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）が改正され、準法定事務が新設されたこと及び地方公共団体情報システムの標準化に伴い、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年泉大津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1中「通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの」を「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの」に改め、同表に次のように加える。

7 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2中4の項を削る。

別表第3に次のように加える。

3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管	市長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	--------------------------	----	----------------------

	理に関する事務であつて規則で定めるもの		
--	---------------------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が改正され、準法定事務が新設されたこと及び地方公共団体情報システムの標準化に伴い、所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

- (1) 番号利用法の改正に伴い、従前は個人番号を利用した市の独自事務（以下「独自利用事務」という。）として定める必要があった外国人に対する生活保護に準じた保護に関する事務が準法定事務として定められることになったことから、所要の改正を行うものであること。（別表第1及び別表第2関係）
- (2) 自治体情報システム標準化に伴い、住登外者宛名番号管理機能を用いて行う事務について、独自利用事務として定める必要が生じたことから、所要の改正を行うものであること。（第4条、別表第1及び別表第3関係）

2 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市行政手続における特定の個人を識別するための
 の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用
 及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行												
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 市長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 市長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	(略)	2 市長	(略)	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p><u>4 (略)</u></p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th> <th style="width: 90%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 市長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 市長</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	(略)	2 市長	(略)
機関	事務												
1 市長	(略)												
2 市長	(略)												
機関	事務												
1 市長	(略)												
2 市長	(略)												

改 正 案		現 行	
3 市長	(略)	3 市長	(略)
4 市長	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	4 市長	<u>通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</u>
5 教育委員会	(略)	5 教育委員会	(略)
6 教育委員会	(略)	6 教育委員会	(略)
7 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>		
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
機関	利用事務	特定個人情報	
1 市長	(略)	(略)	
2 市長	(略)	(略)	
3 市長	(略)	(略)	
4 市長	<u>通知に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報、地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	

改 正 案				現 行			
別表第3（第5条関係）				別表第3（第5条関係）			
照会機関	事務	提供機関	特定個人情報	照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	(略)	(略)	(略)	1 教育委員会	(略)	(略)	(略)
2 教育委員会	(略)	(略)	(略)	2 教育委員会	(略)	(略)	(略)
3 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>	市長	<u>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</u>				

議案第 72 号

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 10 提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和 7 年政令第 200 号)が施行され、国政選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における公費負担についても、これに準じ所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年泉大津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「541円31銭」を「568円88銭」に改める。

第13条及び第14条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）要綱

本条例（案）は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行され、国政選挙における選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの作成の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における公費負担についても、これに準じ所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成の公費負担に係る限度額を引き上げるものであること。（第9条、第13条及び第14条関係）

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。（改正条例附則第1項）

(2) 適用区分

改正後の泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例（案）の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるものであること。（改正条例附則第2項）

泉大津市議会議員及び泉大津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 案 行
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第9条 泉大津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第9条 泉大津市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委</p>

改 正 案	現 行
<p>員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第13条 泉大津市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限り、)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合は、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする</p>	<p>員会が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第13条 泉大津市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限り、)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合は、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする</p>

改 正 案	現 行
<p>者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第14条 第11条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>	<p>者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)</p> <p>第14条 第11条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p>

議案第73号

泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部改正の件

泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

近年雇用の流動性が高まるなか、任命権者間の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流ではなく、国又は他の地方公共団体から引き続いて本市職員となる事例が増加している状況を踏まえ、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算において、任命権者が定める事由により引き続いて職員となった場合を除き、国又は他の地方公共団体における在職期間を含めないものとするため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市職員の退職手当に関する条例（昭和38年泉大津市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第8条第5項中「（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が」の次に「任命権者が定める事由により、」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の泉大津市職員の退職手当に関する条例第8条第5項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する職員以外の地方公務員等（以下「職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて職員（同条例第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）となった場合の勤続期間の計算について適用し、施行日前に職員以外の地方公務員等が引き続いて職員となった場合の勤続期間の計算については、なお従前の例による。

(参 考)

泉大津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正 する条例（案）要綱

本条例（案）は、近年雇用の流動性が高まるなか、任命権者間の相互了解のもとに行われる計画的な人事交流ではなく国又は他の地方公共団体から引き続いて本市職員となる事例が増加している状況を踏まえ、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算において、任命権者が定める事由により引き続いて職員となった場合を除き、国又は他の地方公共団体における在職期間を含めないものとするため、所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者であって、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が、引き続いて本市の職員となった場合に、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算において、任命権者が定める事由により採用された場合を除き、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含めないこととするものであること。(第8条第5項関係)

2 附則に関する事項

(1) 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。(改正条例附則第1項)

(2) 経過措置

この条例（案）の施行に関し、所要の経過規定を定めるものであること。(改正条例附則第2項)

泉大津市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者であって、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が<u>任命権者が定める事由により、</u>引き続きいて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、次の各号に掲げる期間は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体若しくは</p>	<p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者であって、給与の支給を受けていない者又は常時勤務に服することを要しない者以外のもの(以下「職員以外の地方公務員等」という。)が引き続きいて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間を含むものとする。この場合において、次の各号に掲げる期間は、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間として計算するものとする。ただし、退職によりこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した他の地方公共団体若しくは</p>

改 正 案	現 行
<p>国の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>	<p>特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の退職手当の支給の基準（同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。）において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数に相当する月数）は、その者の職員としての引き続きいた在職期間には含まないものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>6～10 (略)</p>

議案第74号

泉大津市都市公園条例の一部改正の件

泉大津市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年12月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

泉大津市公共施設適正配置基本計画に基づき、本市が設置する都市公園穴師公園の公園施設であるプールを廃止するため、所要の改正を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市条例第 号

泉大津市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

泉大津市都市公園条例（昭和47年泉大津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1 穴師公園の部を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市都市公園条例の一部を改正する条例（案） 要綱

本条例（案）は、泉大津市公共施設適正配置基本計画に基づき、本市が設置する都市公園穴師公園の公園施設であるプール（以下「穴師公園プール」という。）を廃止するため、所要の改正を行うものであること。

1 改正内容

穴師公園プールを廃止することに伴い、プールの使用料に係る規定を削除するものであること。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例（案）は、公布の日から施行するものであること。

泉大津市都市公園条例新旧対照表

改 正 案				現 行																																																														
別表第1 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公園名</th> <th style="width: 15%;">公園施設</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 15%;">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古池公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三十合池公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>助松公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>				公園名	公園施設	単位	使用料(円)	古池公園	(略)	(略)	(略)	三十合池公園	(略)	(略)	(略)	助松公園	(略)	(略)	(略)	別表第1 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公園名</th> <th style="width: 15%;">公園施設</th> <th style="width: 15%;">単位</th> <th style="width: 15%;">使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古池公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>三十合池公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>助松公園</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="13">穴師公園</td> <td rowspan="13">プール</td> <td rowspan="2">一般使用</td> <td>大人 1人1回</td> <td style="text-align: right;">500</td> </tr> <tr> <td>小人 1人1回</td> <td style="text-align: right;">100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専用使用 プール</td> <td>幼児用 午前</td> <td style="text-align: right;">7,000</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td style="text-align: right;">14,000</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td style="text-align: right;">18,000</td> </tr> <tr> <td>全施設 午前</td> <td style="text-align: right;">40,000</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td style="text-align: right;">80,000</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td style="text-align: right;">120,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">団体使用</td> <td>30人以上</td> <td>1割引</td> </tr> <tr> <td>50人以上</td> <td>2割引</td> </tr> <tr> <td>100人以上</td> <td>3割引</td> </tr> </tbody> </table>				公園名	公園施設	単位	使用料(円)	古池公園	(略)	(略)	(略)	三十合池公園	(略)	(略)	(略)	助松公園	(略)	(略)	(略)	穴師公園	プール	一般使用	大人 1人1回	500	小人 1人1回	100	専用使用 プール	幼児用 午前	7,000	午後	14,000	全日	18,000	全施設 午前	40,000	午後	80,000	全日	120,000	団体使用	30人以上	1割引	50人以上	2割引	100人以上	3割引
公園名	公園施設	単位	使用料(円)																																																															
古池公園	(略)	(略)	(略)																																																															
三十合池公園	(略)	(略)	(略)																																																															
助松公園	(略)	(略)	(略)																																																															
公園名	公園施設	単位	使用料(円)																																																															
古池公園	(略)	(略)	(略)																																																															
三十合池公園	(略)	(略)	(略)																																																															
助松公園	(略)	(略)	(略)																																																															
穴師公園	プール	一般使用	大人 1人1回	500																																																														
			小人 1人1回	100																																																														
		専用使用 プール	幼児用 午前	7,000																																																														
			午後	14,000																																																														
			全日	18,000																																																														
			全施設 午前	40,000																																																														
		午後	80,000																																																															
		全日	120,000																																																															
		団体使用	30人以上	1割引																																																														
			50人以上	2割引																																																														
			100人以上	3割引																																																														
		備考 (略)				備考 (略)																																																												

議案第 75 号

泉大津市水道事業給水条例の一部改正の件

泉大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 12 月 10 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

理 由

災害その他非常の場合において、指定給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときは、他の市町村長又は他の市町村長の指定を受けたものによる給水装置工事の実施を可能とするため、規定の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

泉大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例
(案)

泉大津市水道事業給水条例（昭和33年泉大津市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が工事及び特別水道施設工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

泉大津市水道事業給水条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(工事及び特別水道施設工事の施行)</p> <p>第7条 工事及び特別水道施設工事は、市長又は第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が工事及び特別水道施設工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(工事及び特別水道施設工事の施行)</p> <p>第7条 工事及び特別水道施設工事は、市長又は第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者が施行する。</p> <p>2及び3 (略)</p>

議案第76号

泉大津市役所庁舎受電設備外更新工事請負契約締結 の件

泉大津市役所庁舎受電設備外更新工事請負契約を次のとおり締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年泉大津市条例第6号)第2条の規定により、市議会の議決を求める。

令和7年12月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約金額 | 293,621,900円 |
| 2 契約の相手方 | 所 在 大阪市西区江戸堀一丁目9番25号
名 称 ダイダン株式会社大阪本社
専務執行役員大阪本社代表 北 村 広 外 志 |

(参 考)

工事概要 泉大津市役所庁舎受電設備外更新工事一式

(受電設備及び非常用発電設備更新に伴う電気・機械設備工事、外構改修工事)

工事請負仮契約書（概要）

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 泉大津市役所庁舎受電設備外更新工事 |
| 2 工 事 場 所 | 泉大津市東雲町9番12号 |
| 3 工 期 | 市議会の議決があった日から令和9年3月15日まで |
| 4 請負代金額 | ¥293,621,900-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥26,692,900- |
| 5 契約保証金 | 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条（請負代金額の100分の10に相当する額以上）又は第116条の規定による。 |

上記の工事について、発注者泉大津市と受注者ダイダン株式会社大阪本社は、工事請負仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第2条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和7年11月12日

発注者 泉大津市

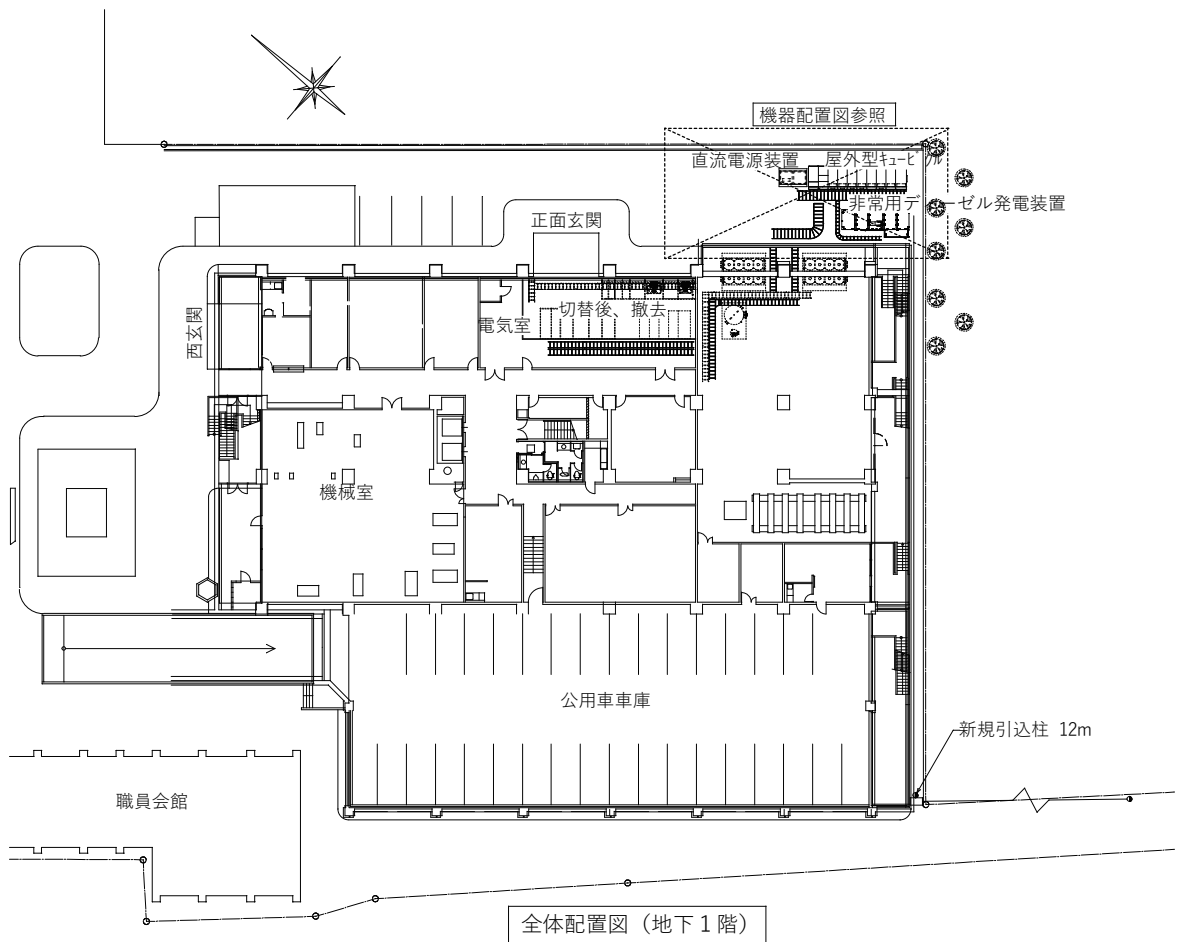
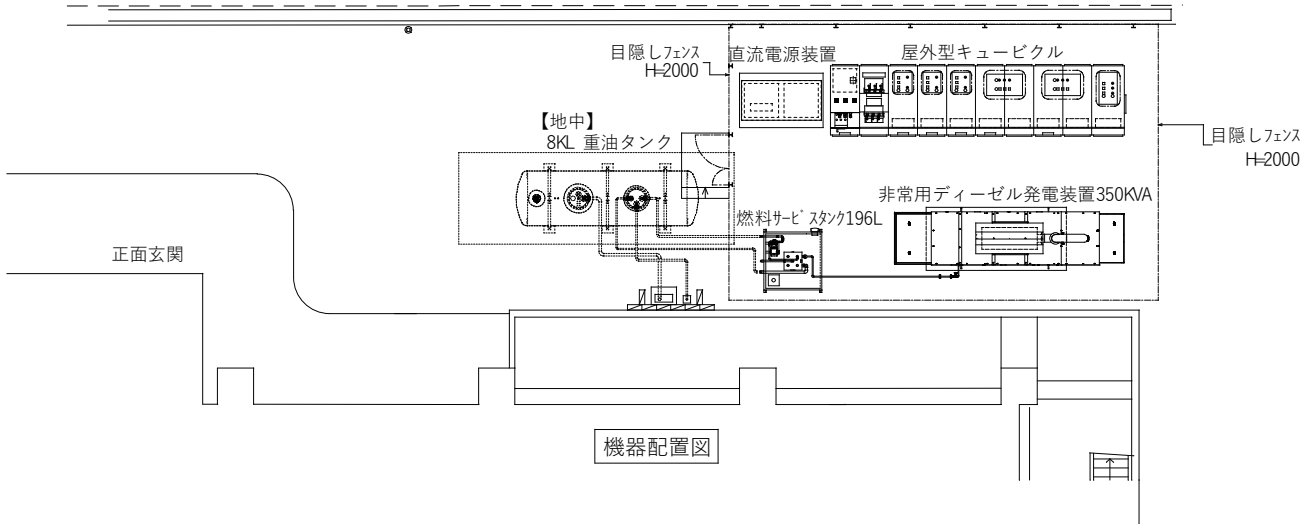
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一

印

受注者 大阪市西区江戸堀一丁目9番25号

ダイダン株式会社大阪本社

専務執行役員大阪本社代表 北 村 広 外 志 ㊞



議案第 77 号

指 定 管 理 者 の 指 定 の 件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、次の施設の指定管理者の指定について市議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 10 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
泉大津市立総合福祉センター

- 2 指定管理者に指定する団体
泉大津市東雲町 9 番 15 号
社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会

- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

指 定 管 理 者 の 指 定 の 件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次の施設の指定管理者の指定について市議会の議決を求める。

令和7年12月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 池上曾根弥生学習館
- (2) 池上曾根史跡公園

2 指定管理者に指定する団体

AKN共同事業体

代表団体 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

アクティオ株式会社

構成団体 大阪府中央区難波二丁目2番3号

近鉄ファシリティーズ株式会社

構成団体 東京都港区台場二丁目3番4号

株式会社乃村工藝社

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第79号

市道路線の廃止の件

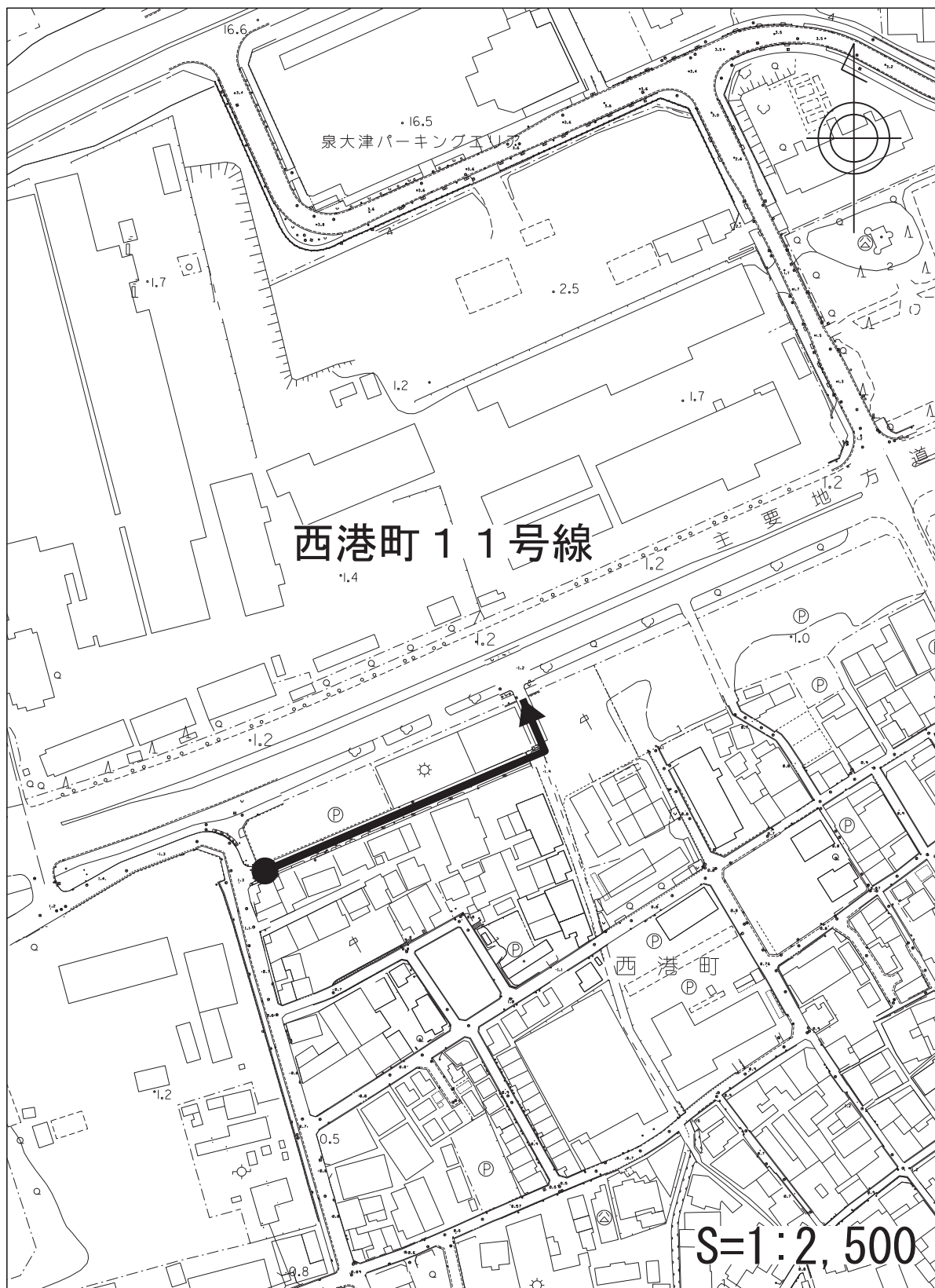
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、次の路線の廃止について市議会の議決を求める。

令和7年12月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

路線名	区 間	重要な 経過地	備 考
西港町11号線	起点 西港町140番地先 終点 同 127番地先	—	別紙見取図1
板原52号線	起点 板原町三丁目589番地の2先 終点 同 589番地の6先	—	別紙見取図2

見取図 1



路線名 西港町 11号線

見取図 2



路線名 板原52号線

市道路線の認定の件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次の路線の認定について市議会の議決を求める。

令和7年12月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

路線名	区 間	重要な 経過地	備 考
西港町11号線	起点 西港町140番地の1先 終点 同 131番地の1先	—	別紙見取図1
板原52号線	起点 板原町三丁目589番地の2先 終点 同 588番地の4先	—	別紙見取図2
下之町12号線	起点 下之町88番地の8先 終点 同 88番地の15先	—	別紙見取図3
上之町16号線	起点 上之町108番地の6先 終点 同 108番地の9先	—	別紙見取図4
助松23号線	起点 助松町二丁目680番地の1先 終点 同 655番地の36先	—	別紙見取図5
曾根23号線	起点 曾根町一丁目105番地の7先 終点 同 463番地の9先	—	別紙見取図6

見取図 1



路線名 西港町 1 1号線

見取図 2



路線名 板原52号線

見取図 3



路線名 下之町12号線

見取図 4



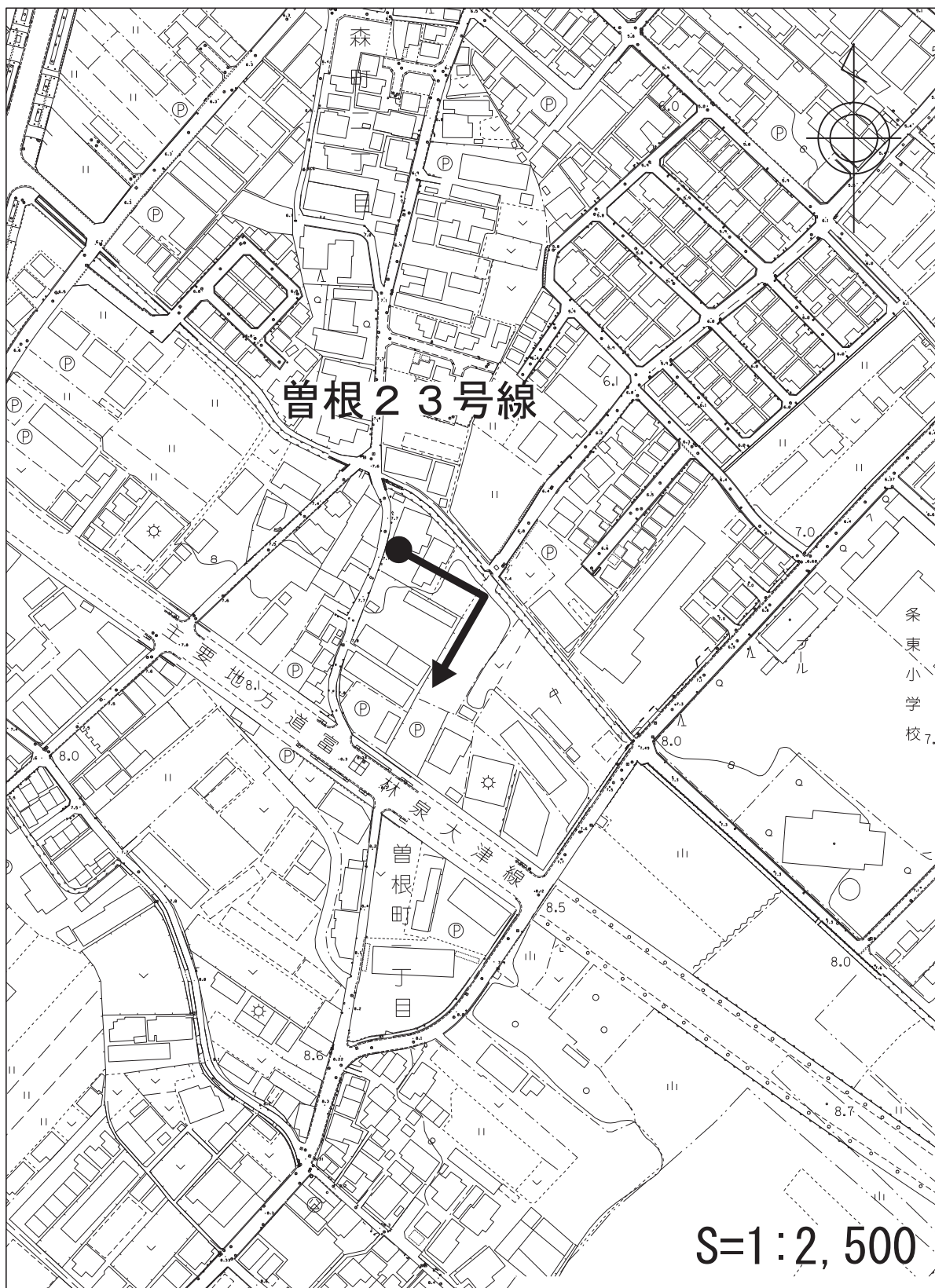
路線名 上之町16号線

見取図 5



路線名 助松 2 3 号線

見取図 6



路線名 曾根23号線

議案第 81 号

動 産 買 入 れ の 件

定期予防接種に係る五種混合ワクチンを次のとおり買入れたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年泉大津市条例第 6 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 10 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 買入れ額 | 33,965,184 円 |
| 2 | 買入れ先 | 所 在 東大阪市中小阪五丁目 16 番 3 号
名 称 一般財団法人大阪防疫協会防疫資材部
理事長 今 田 光 三 |

(参 考)

物品売買単価仮契約書（概要）

- 1 件名（品名） 定期予防接種に係るワクチン購入（五種混合ワクチン）
- 2 納入期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 単価契約金額 14,080円（予定数量 2,193本）
（消費税及び地方消費税を含まない金額）
- 4 契約保証金 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条（契約金額の100分の10に相当する額以上）又は第116条の規定による。

上記物品の買入れについて、発注者泉大津市と受注者一般財団法人大阪防疫協会防疫資材部は、物品売買単価仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和7年11月20日

発注者 泉大津市
代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 印

受注者 東大阪市中小阪五丁目16番3号
一般財団法人大阪防疫協会防疫資材部
理事長 今 田 光 三 印

動 産 売 払 い の 件

泉大津市立小・中学校に配備していた学習者用タブレットを次のとおり売り払いたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年泉大津市条例第 6 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 12 月 10 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

- | | |
|--------|--|
| 1 売払金額 | 27,582,500 円 |
| 2 売払い先 | 所在 愛知県大府市柘山町三丁目 33 番地
名称 リネットジャパンリサイクル株式会社
代表取締役 黒 田 武 志 |

(参 考)

物品売買単価仮契約書（概要）

- 1 件名（品名） 泉大津市学習者用タブレット売払い
- 2 売 払 い 期 限 令和8年3月31日
- 3 単価契約金額 5,500円
- 4 売払い予定数量 5,015台
- 5 契 約 保 証 金 泉大津市財務規則（昭和44年泉大津市規則第7号）第114条（契約金額の100分の10に相当する額以上）又は第116条の規定による。

上記物品の売払いについて、発注者泉大津市と受注者リネットジャパンリサイクル株式会社は、物品売買仮契約を締結するものとする。

なお、この契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年泉大津市条例第6号）第3条の規定により市議会の議決を得たときは、これを本契約とみなし、各々対等な立場における合意に基づいて、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

令和7年11月11日

発注者 泉大津市

代表者 泉大津市長 南 出 賢 一 

受注者 愛知県大府市柊山町三丁目33番地
リネットジャパンリサイクル株式会社

代表取締役 黒 田 武 志 

議案第 83 号

監査委員の選任について同意を求める件

次の者を泉大津市監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求める。

令和 7 年 12 月 10 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

記

識見を有する者のうちから選任する者

氏 名 池 田 学

理 由

本市監査委員池田学氏は、令和 7 年 12 月 17 日をもって任期満了となるので、その後任を選任する必要がある。

令和 7 年度 泉大津市 一般会計 補正 予算

令和 7 年度 泉大津市 一般会計 補正 予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 747,003 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,192,538 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 12 月 10 日 提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		4,970,000	267,926	5,237,926
	1 地方交付税	4,970,000	267,926	5,237,926
14 国庫支出金		9,059,560	221,382	9,280,942
	1 国庫負担金	6,766,927	204,037	6,970,964
	2 国庫補助金	2,220,087	15,944	2,236,031
	3 委託金	72,546	1,401	73,947
18 繰入金		2,572,289	△84,850	2,487,439
	1 特別会計繰入金	46,392	62,566	108,958
	2 基金繰入金	2,525,897	△147,416	2,378,481
19 繰越金		1,000	224,745	225,745
	1 繰越金	1,000	224,745	225,745
21 市債		1,674,400	117,800	1,792,200
	1 市債	1,674,400	117,800	1,792,200
歳 入 合 計		38,445,535	747,003	39,192,538

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,085,002	465,514	5,550,516
	1 総務管理費	3,798,162	465,037	4,263,199
	4 戸籍住民登録費	275,858	477	276,335
3 民生費		18,202,027	303,589	18,505,616
	1 社会福祉費	7,426,467	△1,927	7,424,540
	2 児童福祉費	6,649,365	34,592	6,683,957
	3 生活保護費	3,263,571	270,000	3,533,571
	5 国民年金費	26,751	924	27,675
7 土木費		3,710,988	19,357	3,730,345
	2 道路橋りょう費	609,302	△21,285	588,017
	6 住宅費	661,457	40,642	702,099
9 教育費		3,532,655	△41,457	3,491,198
	1 教育総務費	1,291,417	△56,274	1,235,143
	2 小学校費	746,151	16,632	762,783
	6 保健体育費	150,904	△1,815	149,089
歳 出 合 計		38,445,535	747,003	39,192,538

第2表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
7 土木費	4 都市計画費	泉大津駅西地区 周辺整備事業	9,929 千円
	6 住宅費	二田・寿市営住宅 整備事業	128,032 千円

第3表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
図書館及び学校図書管理システム賃借料	令和7年度～令和13年度	102,246 千円
図書館図書購入費	令和7年度～令和8年度	30,000 千円
池上曾根弥生学習館及び泉大津市池上曾根史跡公園指定管理業務委託料	令和7年度～令和12年度	204,500 千円

第4表 地方債補正

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期限	据置期間	償還方法	その他
認定こども園施設整備事業費	補正前	千円 223,900	普通貸借 又は 証券発行	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金 又は銀行 その他資金	20年以内	3年以内	半年賦及び 半年賦元利均 等、半年賦元 金均等償還 又は満期一 括償還	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	232,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
市営住宅整備事業費	補正前	314,400	同上	同上	同上	25年以内	5年以内	同上	同上
	補正後	334,700	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
情報環境整備事業費	補正前	0	同上	同上	同上	5年以内	1年以内	同上	同上
	補正後	89,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
(補正額)		117,800							
補正前の額		1,674,400							
合計		1,792,200							

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
10 地方交付税	4, 9 7 0, 0 0 0
14 国庫支出金	9, 0 5 9, 5 6 0
18 繰入金	2, 5 7 2, 2 8 9
19 繰越金	1, 0 0 0
21 市債	1, 6 7 4, 4 0 0
歳 入 合 計	3 8, 4 4 5, 5 3 5

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
267,926	5,237,926
221,382	9,280,942
△84,850	2,487,439
224,745	225,745
117,800	1,792,200
747,003	39,192,538

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 総務費	5,085,002	465,514
3 民生費	18,202,027	303,589
7 土木費	3,710,988	19,357
9 教育費	3,532,655	△41,457
歳 出 合 計	38,445,535	747,003

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
5,550,516	477			465,037
18,505,616	226,109	8,500	2,137	66,843
3,730,345	△959	20,300		16
3,491,198	△4,245	89,000	△149,553	23,341
39,192,538	221,382	117,800	△147,416	555,237

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 4,970,000	千円 267,926	千円 5,237,926

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
1 地方交付税	4,970,000	267,926	5,237,926
計	4,970,000	267,926	5,237,926

補 正 前	補 正 額	計
千円 9,059,560	千円 221,382	千円 9,280,942

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 民生費国庫負担金	6,670,761	204,037	6,874,798
計	6,766,927	204,037	6,970,964

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 民生費国庫補助金	732,033	21,148	753,181
4 土木費国庫補助金	559,782	△959	558,823

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	267,926	普通交付税

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	1,537	特別障がい者手当等負担金
3 生活保護費負担金	202,500	生活保護費負担金

節		説明
区分	金額	
2 児童福祉費補助金	21,148	就学前教育・保育施設整備交付金
1 土木費補助金	△21,280	先導的官民連携支援事業補助金
3 住宅費補助金	20,321	社会資本整備総合交付金（市営住宅建替事業）

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
5 教育費国庫補助金	261,358	△4,245	257,113
計	2,220,087	15,944	2,236,031

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費委託金	48,563	477	49,040
2 民生費委託金	23,983	924	24,907
計	72,546	1,401	73,947

補正前	補正額	計
千円 2,572,289	千円 △84,850	千円 2,487,439

(款) 18 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3 介護保険事業特別会計繰入金	20,048	60,410	80,458
4 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	2,156	2,157
計	46,392	62,566	108,958

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 小学校費補助金	△2,827	教育用パソコン整備費補助金
2 中学校費補助金	△1,418	教育用パソコン整備費補助金

節		説明
区分	金額	
2 戸籍住民登録費委託金	477	中長期在留者住居地届出等事務委託金
2 国民年金費委託金	924	国民年金事務委託金

節		説明
区分	金額	
1 介護保険事業特別会計繰入金	60,410	介護保険事業特別会計繰入金
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	2,156	後期高齢者医療特別会計繰入金

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
6 ふるさと応援基金繰入金	749,481	△147,416	602,065
計	2,525,897	△147,416	2,378,481

補正前	補正額	計
千円 1,000	千円 224,745	千円 225,745

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	1,000	224,745	225,745
計	1,000	224,745	225,745

補正前	補正額	計
千円 1,674,400	千円 117,800	千円 1,792,200

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
2 民生債	229,400	8,500	237,900
4 土木債	893,100	20,300	913,400
6 教育債	67,800	89,000	156,800

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 ふるさと応援基金繰入金	△147,416	ふるさと応援基金繰入金

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	224,745	繰越金

節		説明
区分	金額	
1 児童福祉債	8,500	認定こども園整備事業債
4 住宅債	20,300	住宅整備事業債
2 情報環境整備事業債	89,000	情報環境整備事業債

(款) 18 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
計	1,674,400	117,800	1,792,200

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(款) 21 市債

(項) 1 市債

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,085,002	千円 465,514	千円 5,550,516

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
17 諸費	90,000	193,863	283,863				193,863
21 財政調整基金費	8,319	271,174	279,493				271,174
計	3,798,162	465,037	4,263,199				465,037

(項) 4 戸籍住民登録費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民登録費	275,858	477	276,335	477			
計	275,858	477	276,335	477			

補 正 前	補 正 額	計
千円 18,202,027	千円 303,589	千円 18,505,616

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 社会福祉総務費	475,905	△4,400	471,505			△733	△3,667
3 老人福祉費	2,659,891	424	2,660,315				424

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利 子及び割引 料	193,863	1 国・府支出金返還 事業 141,036	22 償還金、利子及び割引料 国府補助金等返還金 141,036
		2 市税等過誤納還付事 業 52,827	22 償還金、利子及び割引料 市税等過誤納還付金 52,827
24 積立金	271,174	1 財政調整基金積立 事業 271,174	24 積立金 財政調整基金積立金 271,174

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
17 備品購入費	477	2 戸籍事務事業 477	17 備品購入費 庁用器具費 477

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	△4,400	5 ふれあいバス運行事 業 △4,400	12 委託料 バス運行管理委託料 △4,400
27 繰出金	424	1 介護保険事業特別会 計繰出金事業 424	27 繰出金 介護保険事業特別会計への繰出 424

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
7 障がい者福祉費	313,388	2,049	315,437	1,537			512
計	7,426,467	△1,927	7,424,540	1,537		△733	△2,731

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 児童福祉総務費	2,910,055	34,592	2,944,647	21,148	8,500	2,870	2,074
計	6,649,365	34,592	6,683,957	21,148	8,500	2,870	2,074

(項) 3 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 扶助費	3,046,570	270,000	3,316,570	202,500			67,500
計	3,263,571	270,000	3,533,571	202,500			67,500

(項) 5 国民年金費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 国民年金取扱事務費	26,751	924	27,675	924			
計	26,751	924	27,675	924			

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
19 扶助費	2,049	2 特別障がい者手当等 給付事業 2,049	19 扶助費 特別障がい者手当等 2,049

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	34,592	22 民間認定こども園等 施設整備助成事業 31,722	18 負担金、補助及び交付金 民間認定こども園等施設整備補助金 31,722
		26 保育士応援給付金事業 2,870	18 負担金、補助及び交付金 保育士応援給付金 2,870

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
19 扶助費	270,000	1 生活保護事業 270,000	19 扶助費 医療扶助費 270,000

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	924	2 国民年金取扱事務事業 924	12 委託料 システム改修委託料 924

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

補正前	補正額	計
千円 3,710,988	千円 19,357	千円 3,730,345

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 道路維持費	139,185	△21,285	117,900	△21,280			△5
計	609,302	△21,285	588,017	△21,280			△5

(項) 6 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
3 住宅整備事業費	123,223	40,642	163,865	20,321	20,300		21
計	661,457	40,642	702,099	20,321	20,300		21

補正前	補正額	計
千円 3,532,655	千円 △41,457	千円 3,491,198

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 事務局費	407,066	△698	406,368			△698	
3 教育支援センター費	531,730	△55,576	476,154	△4,245	89,000	△148,855	8,524
計	1,291,417	△56,274	1,235,143	△4,245	89,000	△149,553	8,524

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	△21,285	1 道路維持補修事業 △21,285	12 委託料 道路等包括管理導入可能性調査委託料 △21,285

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
14 工事請負費	40,642	1 二田・寿市営住宅整備事業 40,642	14 工事請負費 建替工事費 40,642

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
1 報酬	△698	4 コミュニティ・スクール推進事業（教育政策課） △698	1 報酬 学校運営協議会委員報酬 △698
13 使用料及び賃借料	△1,443	7 情報環境整備事業（教育政策課） △55,576	13 使用料及び賃借料 パソコン借上料 △1,443
17 備品購入費	△54,133		17 備品購入費 機械器具費 △54,133

(款) 7 土木費

(項) 2 道路橋りょう費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 学校管理費	696,824	16,632	713,456				16,632
計	746,151	16,632	762,783				16,632

(項) 6 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保健体育総務費	39,719	△1,815	37,904				△1,815
計	150,904	△1,815	149,089				△1,815

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費 12 委託料	15,984 648	2 小学校維持管理事業 648	12 委託料 648 施設管理委託料
		4 小学校給食事業 15,984	10 需用費 15,984 賄材料費

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
10 需用費 11 役務費 12 委託料	△83 △348 △1,384	1 児童等健康管理事業 (教育政策課) △1,815	10 需用費 △83 食糧費
			11 役務費 △348 健康診断手数料
			12 委託料 △1,384 健康診断業務委託料

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

給 与 費 明 細 書

特 別 職

区 分	職員数 (人)	給 与					費		共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (年間支給率分) (千円)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)	合 計 (千円)				
補 正 後	長 等	3		28,560	13,473	1,714	192	43,939	7,175	51,114	
	議 員	16	106,683		48,540			155,223	28,615	183,838	
	その他の 特別職	1,207	101,076					101,076		101,076	
	計	1,226	207,759	28,560	62,013	1,714	192	300,238	35,790	336,028	
補 正 前	長 等	3		28,560	13,473	1,714	192	43,939	7,175	51,114	
	議 員	16	106,683		48,540			155,223	28,615	183,838	
	その他の 特別職	1,266	101,774					101,774		101,774	
	計	1,285	208,457	28,560	62,013	1,714	192	300,936	35,790	336,726	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特別職	△ 59	△ 698					△ 698		△ 698	
	計	△ 59	△ 698					△ 698		△ 698	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 府 支出金	地方債	その他	
図書館及び学校図書管理システム賃借料	補正前								
	補正後	102,246		令和7年度 ～令和13年度	102,246				102,246
図書館図書購入費	補正前								
	補正後	30,000		令和7年度 ～令和8年度	30,000				30,000
池上曾根弥生学習館及び 泉大津市池上曾根史跡公園 指定管理業務委託料	補正前								
	補正後	204,500		令和7年度 ～令和12年度	204,500				204,500
合 計	補正額	336,746			336,746				336,746
	補正前 の 額	18,136,728	3,937,801		13,654,564	2,533,829	5,048,200	74,765	5,997,770
	計	18,473,474	3,937,801		13,991,310	2,533,829	5,048,200	74,765	6,334,516

地方債の当該年度中における増減見込額及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中の増減見込額						当該年度末現在高見込額	
		当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前の額	補正後の額
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額		
1. 普通債	15,218,524	1,674,400	117,800	1,792,200	974,186		974,186	15,918,738	16,036,538
(1) 総務債	671,690	452,400		452,400	43,993		43,993	1,080,097	1,080,097
(2) 民生債	622,582	229,400	8,500	237,900	36,276		36,276	815,706	824,206
(3) 衛生債	240,307	26,600		26,600	33,347		33,347	233,560	233,560
(4) 農林水産業債	2,739				366		366	2,373	2,373
(5) 土木債	4,503,709	578,700		578,700	353,385		353,385	4,729,024	4,729,024
(6) 公営住宅債	655,654	314,400	20,300	334,700	37,013		37,013	933,041	953,341
(7) 消防債	677,037	5,100		5,100	70,510		70,510	611,627	611,627
(8) 教育債	7,844,806	67,800	89,000	156,800	399,296		399,296	7,513,310	7,602,310
2. 災害復旧債	100,630				20,124		20,124	80,506	80,506
(1) 民生債	6,125				1,225		1,225	4,900	4,900
(2) 衛生債	3,688				737		737	2,951	2,951
(3) 土木債	71,066				14,212		14,212	56,854	56,854
(4) 公営住宅債	875				175		175	700	700
(5) 消防債	1,125				225		225	900	900
(6) 教育債	17,751				3,550		3,550	14,201	14,201
3. その他債	11,528,738				1,174,410		1,174,410	10,354,328	10,354,328
(1) 減税補てん債	19,265				13,409		13,409	5,856	5,856
(2) 臨時財政 対策債	11,441,180				1,156,356		1,156,356	10,284,824	10,284,824
(3) 減収補てん債	68,293				4,645		4,645	63,648	63,648
合 計	26,847,892	1,674,400	117,800	1,792,200	2,168,720		2,168,720	26,353,572	26,471,372

令和 7 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正 予算

令和 7 年度泉大津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 588, 345 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 10 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰入金		843,918	1,500	845,418
	2 基金繰入金	8,055	1,500	9,555
歳 入 合 計		7,586,845	1,500	7,588,345

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		5,641	1,500	7,141
	2 償還金及び還付加算金	5,051	1,500	6,551
歳 出 合 計		7,586,845	1,500	7,588,345

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
5 繰入金	843,918
歳 入 合 計	7,586,845

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
1, 5 0 0	8 4 5, 4 1 8
1, 5 0 0	7, 5 8 8, 3 4 5

歳 出

款	補正前の額	補正額
7 諸支出金	5,641	1,500
歳 出 合 計	7,586,845	1,500

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
7,141				1,500
7,588,345				1,500

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 843,918	千円 1,500	千円 845,418

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 財政調整基金繰入金	8,055	1,500	9,555
計	8,055	1,500	9,555

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	1,500	財政調整基金繰入金

(款) 5 繰入金

(項) 2 基金繰入金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 5,641	千円 1,500	千円 7,141

(款) 7 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保険料還付 金	5,000	1,500	6,500				1,500
計	5,051	1,500	6,551				1,500

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利 子及び割引 料	1,500	1 保険料還付事業 1,500	22 償還金、利子及び割引料 保険料過誤納付還付金 1,500

(款) 7 諸支出金

(項) 2 償還金及び還付加算金

令和 7 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算

令和 7 年度泉大津市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 384,359 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,013,209 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 10 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		1,719,774	423	1,720,197
	2 国庫補助金	434,062	423	434,485
6 繰入金		1,515,474	61,581	1,577,055
	1 一般会計繰入金	1,188,196	424	1,188,620
	2 基金繰入金	327,278	61,157	388,435
7 繰越金		1	322,355	322,356
	1 繰越金	1	322,355	322,356
歳 入 合 計		7,628,850	384,359	8,013,209

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		228,377	847	229,224
	1 総務管理費	152,194	847	153,041
4 基金積立金		10	322,346	322,356
	1 基金積立金	10	322,346	322,356
6 諸支出金		155,067	61,166	216,233
	1 償還金及び還付加算金	135,019	756	135,775
	2 繰出金	20,048	60,410	80,458
歳 出 合 計		7,628,850	384,359	8,013,209

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
2 国庫支出金	1, 7 1 9, 7 7 4
6 繰入金	1, 5 1 5, 4 7 4
7 繰越金	1
歳 入 合 計	7, 6 2 8, 8 5 0

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
4 2 3	1, 7 2 0, 1 9 7
6 1, 5 8 1	1, 5 7 7, 0 5 5
3 2 2, 3 5 5	3 2 2, 3 5 6
3 8 4, 3 5 9	8, 0 1 3, 2 0 9

歳 出

款	補正前の額	補正額
1 総務費	228,377	847
4 基金積立金	10	322,346
6 諸支出金	155,067	61,166
歳 出 合 計	7,628,850	384,359

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳			
	特定財源			一般財源
	国府支出金	地方債	その他	
229,224	423			424
322,356				322,346
216,233				61,166
8,013,209	423			383,936

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,719,774	千円 423	千円 1,720,197

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
5 介護保険事業費補助金	594	423	1,017
計	434,062	423	434,485

補 正 前	補 正 額	計
千円 1,515,474	千円 61,581	千円 1,577,055

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
2 その他一般会計繰入金	179,127	424	179,551
計	1,188,196	424	1,188,620

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	327,278	61,157	388,435
計	327,278	61,157	388,435

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護保険事業費補助金	423	介護保険システム改修事業費補助金

節		説明
区分	金額	
2 事務費繰入金	424	事務費繰入金

節		説明
区分	金額	
1 介護給付費準備基金繰入金	61,157	介護給付費準備基金繰入金

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 322,355	千円 322,356

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	322,355	322,356
計	1	322,355	322,356

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	322,355	前年度繰越金

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

補正前	補正額	計
千円 228,377	千円 847	千円 229,224

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	103,693	847	104,540	423			424
計	152,194	847	153,041	423			424

補正前	補正額	計
千円 10	千円 322,346	千円 322,356

(款) 4 基金積立金

(項) 1 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 介護給付費 準備基金費	10	322,346	322,356				322,346
計	10	322,346	322,356				322,346

補正前	補正額	計
千円 155,067	千円 61,166	千円 216,233

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 第1号被保 険者保険料 還付金	2,244	756	3,000				756
計	135,019	756	135,775				756

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
12 委託料	847	2 一般事務事業 847	12 委託料 847 介護保険システム改修委託料

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
24 積立金	322,346	1 介護給付費準備基金事業 322,346	24 積立金 322,346 介護給付費準備基金積立金

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	756	1 被保険者保険料還付金事業 756	22 償還金、利子及び割引料 756 保険料過誤納還付金

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(項) 2 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 一般会計繰出金	20,048	60,410	80,458				60,410
計	20,048	60,410	80,458				60,410

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	60,410	1 一般会計繰出金事業 60,410	27 繰出金 60,410 一般会計への繰出金

(款) 6 諸支出金

(項) 2 繰出金

議案第 87 号

令和 7 年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 7 年度泉大津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 47,693 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,309,609 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 12 月 10 日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰越金		1	47,693	47,694
	1 繰越金	1	47,693	47,694
歳 入 合 計		1,261,916	47,693	1,309,609

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		1,197,124	44,432	1,241,556
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	1,197,124	44,432	1,241,556
4 諸支出金		2,551	3,261	5,812
	1 償還金及び還付加算金	2,550	1,105	3,655
	2 繰出金	1	2,156	2,157
歳 出 合 計		1,261,916	47,693	1,309,609

歳 入 歳 出 補 正 予 算

1 総 括
歳 入

款	補 正 前 の 額
3 繰越金	1
歳 入 合 計	1, 2 6 1, 9 1 6

事 項 別 明 細 書

(単位：千円)

補 正 額	計
47,693	47,694
47,693	1,309,609

歳 出

款	補正前の額	補正額
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,197,124	44,432
4 諸支出金	2,551	3,261
歳 出 合 計	1,261,916	47,693

(単位：千円)

計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
	国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1,241,556			44,432	
5,812			3,261	
1,309,609			47,693	

2 歳 入

補 正 前	補 正 額	計
千円 1	千円 47,693	千円 47,694

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	1	47,693	47,694
計	1	47,693	47,694

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	47,693	前年度繰越金

(款) 3 繰越金

(項) 1 繰越金

3 歳 出

補 正 前	補 正 額	計
千円 1, 197, 124	千円 44, 432	千円 1, 241, 556

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1, 197, 124	44, 432	1, 241, 556			44, 432	
計	1, 197, 124	44, 432	1, 241, 556			44, 432	

補 正 前	補 正 額	計
千円 2, 551	千円 3, 261	千円 5, 812

(款) 4 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 保険料還付 金	2, 500	1, 105	3, 605			1, 105	
計	2, 550	1, 105	3, 655			1, 105	

(項) 2 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般会計繰 出金	1	2, 156	2, 157			2, 156	
計	1	2, 156	2, 157			2, 156	

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
18 負担金、補助及び交付金	44,432	1 後期高齢者医療広域 連合納付事業 44,432	18 負担金、補助及び交付金 保険料等負担金 44,432

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
22 償還金、利子及び割引料	1,105	1 保険料還付事業 1,105	22 償還金、利子及び割引料 保険料過誤納付還付金 1,105

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
27 繰出金	2,156	1 一般会計前年度精算 金返還事業 2,156	27 繰出金 一般会計への繰出金 2,156

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

令和7年度泉大津市水道事業会計補正予算

第1条 令和7年度泉大津市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度泉大津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,793,089千円	△208千円	1,792,881千円
第2項 営業外費用	91,301千円	△208千円	91,093千円

第3条 予算第4条本文中「414,138千円」を「415,299千円」に、「71,971千円」を「3,000千円」に、「270,401千円」を「340,533千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,102,901千円	196千円	1,103,097千円
第2項 企業債償還金	192,411千円	196千円	192,607千円

令和7年12月10日提出

泉大津市長 南 出 賢 一

令和7年度泉大津市水道

収 益 の
支

款	項	目
1 水道事業費用		
	2 営業外費用	
		1 支払利息

事業会計補正予算実施計画

支 出

出

既決予定額	補正予定額	計
千円	千円	千円
1,793,089	△ 208	1,792,881
91,301	△ 208	91,093
57,961	△ 208	57,753

資 本 的
支

款	項	目
1 資 本 的 支 出		
	2 企 業 債 償 還 金	
		1 企 業 債 償 還 金

支 出

出

既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
千円	千円	千円
1,102,901	196	1,103,097
192,411	196	192,607
192,411	196	192,607

令和7年度泉大津市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日)

(単位:千円)

(1) 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益(△は純損失)	62,963
減価償却費	396,661
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 139
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 14,002
賞与等引当金の増減額(△は減少)	117
長期前受金戻入	△ 135,974
受取利息	△ 899
支払利息	57,753
資産減耗費	25,532
未収金の増減額(△は増加)	△ 11,402
未払金の増減額(△は減少)	△ 39,617
たな卸資産の増減額(△は増加)	142
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 535
小計	340,600
利息の受取額	899
利息の支払額	△ 57,753
業務活動によるキャッシュ・フロー	283,746
(2) 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 829,633
国庫補助金等による収入	104,747
一般会計及び他の特別会計からの繰入金による収入	6,913
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 717,973
(3) 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	568,000
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 192,607
財務活動によるキャッシュ・フロー	375,393
資金増減額(△は減少)	△ 58,834
資金期首残高	2,878,661
資金期末残高	2,819,827

収 益 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 水道事業費用		1,793,089	△ 208	1,792,881
2 営業外費用		91,301	△ 208	91,093
	1 支払利息	57,961	△ 208	57,753

支 出

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1 企 業 債 利 子	△ 208	

(款) 1 水道事業費用 (項) 2 営業外費用

資 本 的

款 項	目	既決予定額	補正予定額	計
		千円	千円	千円
1 資 本 的 支 出		1,102,901	196	1,103,097
2 企 業 債 償 還 金		192,411	196	192,607
	1 企 業 債 償 還 金	192,411	196	192,607

支 出

各 目 明 細		
節	金 額	備 考
	千円	千円
1 元 金	196	企業債償還元金

(款) 1 資本的支出 (項) 2 企業債償還元金

